

令和3年3月17日

各都道府県総務部（局）  
（公務災害担当課扱い）  
（市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局  
（公務災害担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の手続のうち公務災害の認定等に  
係る手続における書面規制、押印、対面規制について

条例例・規則例等における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、令和3年3月17日付け総行公第21号・総行女第19号・総行給第19号・総行安第20号により適切に対応いただくようお願いしたところですが、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（以下「規則（案）」という。）のうち下記手続において実施機関が被災職員等に対して行う通知等については、公務災害の認定、補償の決定内容等を証明するものであり、その真正性を確実なものとする必要があることから、その事務処理については、当分の間、従前の取扱いによることといたします（ただし、安全性が確保された回線を使用して送信するなど高度なセキュリティ対策を講じる場合は、この限りではありません。）。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 本事務連絡の対象となる手続
  - ・ 公務災害又は通勤災害の認定に係る手続（規則（案）第4条、別記第1号・第1号の2）
  - ・ 補償の決定に係る手続（規則（案）第10条）
  - ・ 遺族補償年金の支給停止又は支給停止の解除に係る手続（規則（案）第11条第2項）
  - ・ 年金証書の交付に係る手続（規則（案）第12条第1項・第2項、別記第12号）